

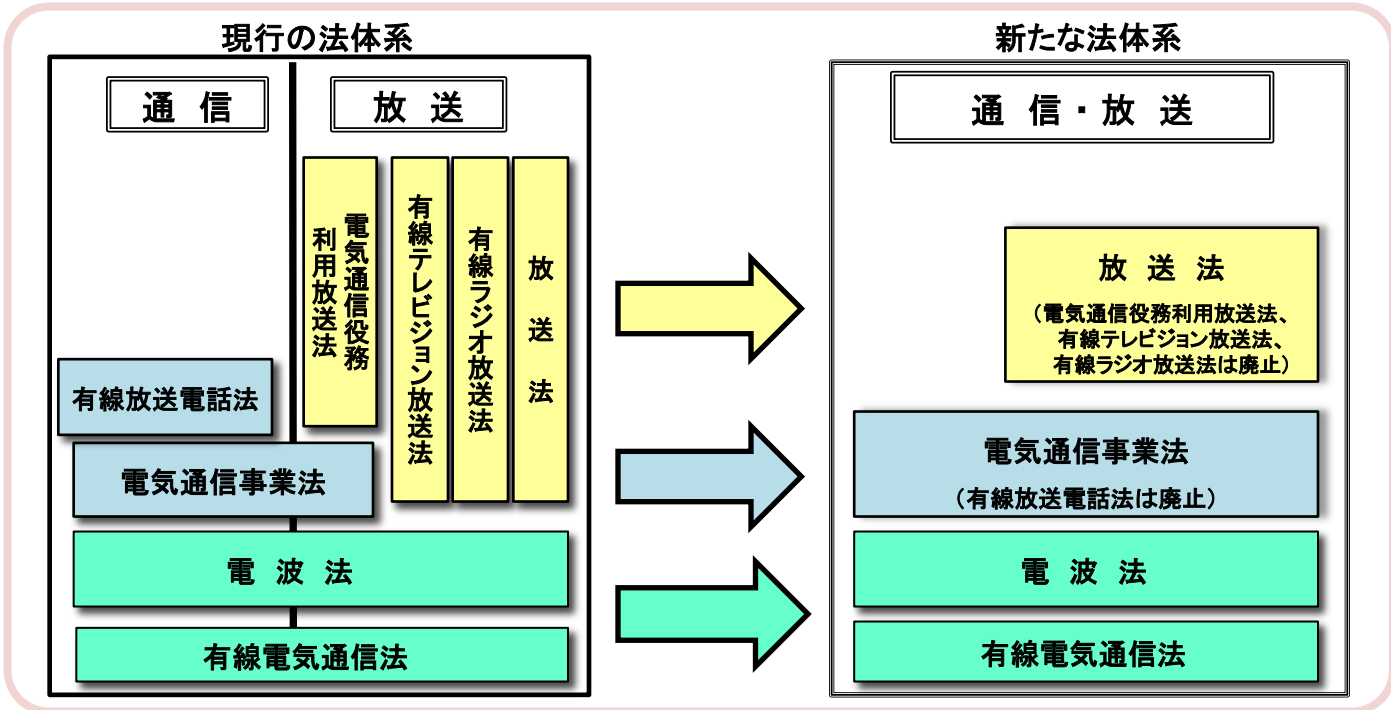
放送法等の一部を改正する法律の概要

趣旨

通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度の整理・合理化を図るため、各種の放送形態に対する制度を統合し、無線局の免許及び放送業務の認定の制度を弾力化する等、放送、電波及び電気通信事業に係る制度の整備を行う。

改正事項

1. 通信・放送法体系の見直し: 放送関連4法の統合等、法体系の見直しを60年振りに行う。



2. 主な改正事項

(1) 放送法関係

- ① 放送の参入に係る制度の整理・統合、弾力化
- ② マスメディア集中排除原則の基本の法定化
- ③ 放送における安全・信頼性の確保
- ④ 放送番組の種別の公表
- ⑤ 有料放送における提供条件の説明等
- ⑥ 再放送同意に係る紛争処理に関するあっせん・仲裁制度の整備

(2) 電波法関係

- ① 通信・放送両用無線局の制度の整備
- ② 免許不要局の拡大
- ③ 携帯電話基地局の免許の包括化

(3) 電気通信事業法関係

- ① 紛争処理機能の拡充
- ② 二種指定事業者に係る接続会計制度の創設

施行期日

公布の日から9月以内の政令で定める日

※ 放送番組の種別の公表等については6月以内、携帯電話基地局の免許の包括化等については3月以内等とする。

1. 放送法関係

(1) 放送の参入に係る制度の整理・統合、弾力化

- ① 放送について、「基幹放送」（放送用に専ら又は優先的に割り当てられた周波数を使用する放送）と「一般放送」（基幹放送以外の放送）という区分を設ける。
- ② 基幹放送について、無線局の設置・運用（ハード）と放送の業務（ソフト）を分離することを希望する者のために無線局の「免許」と放送の業務の「認定」に手続を分離する制度を設けるとともに、ハード・ソフト一致を希望する地上放送事業者のためには「免許」のみで足りる現行の制度も併存させる。
- ③ 一般放送に該当する有線テレビジョン放送、有線ラジオ放送及び電気通信役務利用放送について、現行法で「許可」、「登録」等となっている参入に係る制度を見直し、「登録」を原則とする制度に統合する^(注)。

(注) 一般放送のうち有線ラジオ放送等については、「届出」により参入可能とする。

(2) マスメディア集中排除原則の基本の法定化

基幹放送についてマスメディア集中排除原則の基本的な部分を法定化し、複数の基幹放送事業者への出資に関しては、一定の範囲内（1/10～1/3）において、具体的に省令で定める水準を超えないことを原則とすることとする。

(3) 放送における安全・信頼性の確保

放送中止事故の再発防止等のため、設備の維持、重大事故が発生した場合の報告に係る規定を整備する。

(4) 放送番組の種別の公表

番組調和原則の適用を受ける基幹放送^(注)について、放送番組の種別の公表に係る規定を整備する。

(注) 総合編成を行う基幹放送であり、地上テレビジョン放送や一部のBS放送が該当する。

(5) 有料放送における提供条件の説明等

有料基幹放送の約款の認可を届出に緩和し、かつ有料一般放送の約款の届出を撤廃する一方、契約者への提供条件の説明義務等に係る規定を整備する。

(6) 再放送同意に係る紛争処理に関するあっせん・仲裁制度の整備

地上テレビジョン放送の再放送同意を巡る紛争の迅速・円滑かつ専門的な解決に資するため、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁制度を整備する。

(7) その他

放送関連4法の統合に伴う放送の定義等の規定の整備を行う。

2. 電波法関係

(1) 通信・放送両用無線局の制度の整備

無線局の主たる目的に支障のない範囲で、1つの無線局を通信及び放送の双方の目的に利用することが可能となるよう、無線局の免許制度を改正するとともに、免許を受けた後に、許可を受けて無線局の目的を変更することを可能とする。

(2) 免許不要局の拡大

免許不要局の空中線電力の上限を0.01ワットから1ワットに見直す。

(3) 携帯電話基地局の免許の包括化

携帯電話の基地局のうち、屋内に設置される小規模局等について、包括免許を受けた場合は基地局ごとの個別免許は不要とし、事後届出で足りることとする。

(4) その他

技術基準策定の申出制度の導入、電波監理審議会による意見聴取の任意化、無線局の定期検査制度の見直し、無線局に係る外資規制の見直し、技術基準適合命令制度の導入等を行うとともに、放送関連4法の統合に伴う規定の整備を行う。

3. 電気通信事業法関係

(1) 紛争処理機能の拡充

コンテンツ配信事業者と電気通信事業者との間における電気通信役務の提供に係る紛争及び電気通信事業者間における鉄塔等の共用を巡る紛争を電気通信紛争処理委員会（電気通信事業紛争処理委員会から改称）のあっせん及び仲裁の対象とするなど、紛争処理機能の拡充を図る。

(2) 二種指定事業者に係る接続会計制度の創設

携帯電話の接続料の算定の適正性・透明性を担保し、競争事業者の多様なサービスの展開を促進する観点から、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対して、接続会計の整理・収支の状況の公表を義務付ける。

(3) その他

基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をすることについて電波法の免許を受けて行われる電気通信業務については、電気通信事業法における参入手続を届出とするとともに、放送関連4法の統合及び有線放送電話に関する法律の廃止に伴う規定の整備（現に有線放送電話業務を行う者への経過措置を含む）を行う。

4. 附則

附則の検討の条項において、政府は、この法律の公布後1年を目途として、日本放送協会の役員に係る欠格事由の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする等と規定する。